

維持会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第61条の規定に基づき、公益財団法人日独協会（以下「この法人」という。）の維持会員(以下「会員」という。)の入会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人会員及び法人会員)

第2条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人又は団体は、常務理事の承認を得て会員となることができ、それぞれ個人会員、法人会員と称す。

(家族会員)

第3条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人会員の家族は、常務理事の承認を得て家族会員となることができる。

(ユース会員)

第4条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人会員のうち学生会員を除く30歳未満（各年度4月1日現在）の者は、常務理事の承認を得てユース会員となることができる。

(学生会員)

第5条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人会員のうち学生は、常務理事の承認を得て学生会員となることができる。

(在外会員)

第6条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人会員のうち海外に在住する個人は、常務理事の承認を得て在外会員となることができる。

(理事会への報告)

第7条 常務理事は、会員状況を年2回理事会に報告する。

(入会手続)

第8条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 法人会員 A 1口 10万円

- (2) 法人会員 B 1口 5万円 但し、新規の会員については、個別合意も可とする
- (3) 個人会員 1人 7千円 但し、家族が会員になる場合は5千円
- (4) 家族会員 1人 5千円
- (5) ユース会員 1人 4千円
- (6) 学生会員 1人 1千円 但し、通年（10月以降も同額）
- (7) 在外会員 1人 5千円 但し、機関誌の発送は船便とする

3 法人会員 Bとは中小企業の法人を指す。

4 その年の10月以降に会員となる者の年会費は半額とする。

(会員の特典)

第10条 この法人は、会員に次の特典を与える。

- (1) この法人の機関誌を無料で配布する。
- (2) メールなどによる情報提供を行う。
- (3) この法人が主催・共催する研修会、セミナー、各種催物等に割引料金で提供することができる。

(会費の使途)

第11条 第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(迷惑行為禁止事項)

第12条 会員は他の会員及び協会に対して、下記の迷惑行為をしてはならない。

- (1) 物品やサービスの販売と勧誘
- (2) 公職選挙法に違反する行為及びその他の政治活動
- (3) 宗教活動とこれに準ずる行為
- (4) 虚偽の内容を届け出たり、協会の運営について誤解と混乱をもたらす行為
- (5) その他の迷惑行為と判断される行為

(警告・資格停止)

第13条 会員が本規程に違反したときは、運営委員会でこれを審議し、その情状に応じ警告し、又は資格停止にすることができる。

(除名)

第14条 会員が違法行為若しくは著しく道義に悖る行為を行い、又は警告にも拘わらず第12条の迷惑行為を継続するなど、会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により除名することが出来る。

- 2. 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には、弁明の機会を与える

ことが出来る。

(退 会)

第15条 会員はいつでも退会通知を文書で提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 正当な理由がなく会費を1年間滞納したときは退会とみなす。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経ておこなう。

附 則

平成21年7月3日 実施

平成24年1月6日 改定・平成24年度の会費から実施

平成25年2月15日 改定・平成25年度の会費から実施

平成27年5月29日 改定・実施

平成28年12月5日 改定・実施